

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 浜松市 5 歳児健康診査アプリ（ASP/SaaS）導入及びサービス提供業務 |
| (2) 履行期間 | 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (3) 履行場所 | 浜松市内外 |
| (4) 契約上限金額 | 4,642 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※システム導入費 3,607,000 円、月額運用費 345,000 円（1 ヶ月当たり、
3 ヶ月計 1,035,000 円）の合算額 |

2 業務内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務目的 | 5 歳児健康診査の実施にあたり、幼児の発達に合わせた切れ目のない健康支援を実施するため、デジタル技術を活用し、他関連機関との円滑な情報連携、共有及び効果的な支援を実施することで、対象児と保護者へのきめ細やかな健診体制の構築を図る。 |
| (2) 業務内容 | 業務内容の詳細は別紙「浜松市 5 歳児健康診査アプリ（ASP/SaaS）導入及びサービス提供業務調達仕様書」のとおり。 |

浜松市 5 歳児健康診査アプリ（ASP/SaaS）
導入及びサービス提供業務
調達仕様書（案）

令和 7 年 月

浜松市

目次

1. 本業務の背景と目的.....	1
1.1. 背景と目的	1
2. 本業務の内容.....	1
2.1. 調達範囲	1
2.1.1. システム導入に係る調達範囲	1
2.2. 本市の想定するシステム導入による利点.....	1
2.3. スケジュール	1
2.3.1. 履行期間	1
3. 機能要件.....	2
3.1. 業務機能要件	2
3.1.1. 調達対象となる業務機能要件・帳票要件の一覧	2
4. 非機能要件.....	2
4.1. 前提条件	2
4.2. 利用環境	2
4.2.1. システム利用時間	2
4.2.2. システム利用者	2
4.2.3. システム利用規模	2
4.3. システム利用環境	4
4.3.1. 端末	4
4.3.2. サービス提供環境	4
4.3.3. ネットワーク	5
4.4. 可用性要件	5
4.4.1. 継続性	5
4.4.2. 災害対策	5
4.5. 性能・拡張性要件	5
4.6. システム監視要件	5
4.7. セキュリティ要件	6
5. 導入役務要件.....	7
5.1. プロジェクト管理要件	7
5.1.1. プロジェクト体制	7
5.2. 開発要件	7
5.2.1. 運用テスト	7
5.3. 研修要件	7
5.3.1. 研修の実施	7
5.4. 成果物	7
5.4.1. 納品形態及び部数	8
5.4.2. 納入場所	8
6. サービス提供要件.....	8
6.1. サービス提供共通要件	8
6.1.1. サービス提供体制	8
6.1.2. 対応時間	8

6.1.3. サービス提供要件	8
6.2. サービスレベル合意（SLA）	9
7. その他留意事項	9
7.1. 業務実施時における留意事項	9
7.2. 関係法令等の遵守	10
7.3. 法制度改正への対応	10
7.4. 支払い方法	10
7.5. 業務の契約終了・引き継ぎに関する事項	10

1. 本業務の背景と目的

1.1. 背景と目的

浜松市（以下、本市という。）は、国の令和5年度補正予算において「1歳児」及び「5歳児」健康診査支援事業」が創設されたことにより、令和7年度から浜松市5歳児健康診査事業についての実施を予定している。

5歳児健康診査事業は、令和6年3月29日こども家庭庁等による「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」により、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して実施・フォローアップ体制を構築する必要があるとしており、本市においては、保護者や保育者による問診や巡回型1次スクリーニング事業による観察結果、医師による一般健康診査結果の入力をシステム上にて行うことで、保護者及び関係者の利便性や対象者である幼児のフォローアップ体制の適正化を図りたく、ASP・SaaSを活用した浜松市5歳児健康診査アプリの調達を検討している。

2. 本業務の内容

2.1. 調達範囲

2.1.1. システム導入に係る調達範囲

本件における調達範囲を下記に示す。

図表ー01 本業務における調達範囲

	区分	項目	特記事項
1	導入役務	✓ システム導入に係る役務	初期設定等
2	サービス提供	✓ サービスの提供	3ヵ月間程度

なお、以下の事項について留意すること。

- ・ システム導入に係る調達範囲には、クラウドサービスの提供に加え、本市がサービスを利用するために必要となる作業（導入役務・運用保守）を含めるものとする。
- ・ 調達するシステムのサービス提供期間は、導入後3年以上を想定しているため、導入後3年は提供見込みがあるサービスを想定し提供すること。
- ・ 過去3年以内に重大なセキュリティインシデント等が発生していないサービスを提供すること。

2.2. 本市の想定するシステム導入による利点

本調達において浜松市5歳児健康診査アプリの導入による利点は以下の通り。

- ・ 市民サービスの向上
- ・ 業務負荷の軽減
- ・ 業務担当者とその他関連部門関係者との円滑な情報共有（連携）の実現
- ・ 5歳児健康診査業務プロセスの合理化
- ・ 情報システムの統合化・集約化

2.3. スケジュール

2.3.1. 履行期間

導入役務期間は令和7年7月1日（火）から令和7年12月31日（水）までの6ヶ月とする。なお、サービス提供期間は令和8年1月1日（木）から令和8年3月31日（火）までの3ヶ月間とする。

3. 機能要件

3.1. 業務機能要件

3.1.1. 調達対象となる業務機能要件・帳票要件の一覧

本システムが備えるべき機能の要件は、「別紙_浜松市 5 歳児健康診査アプリ機能要件対応表」にて提示する。

4. 非機能要件

4.1. 前提条件

本業務において導入するシステムは、クラウドサービス（ASP・SaaS）により提供されることを前提とし、LGWAN またはインターネット回線で提供されるクラウドサービスであること。

LGWAN-ASP の場合は、J-LIS の LGWAN-ASP サービスとして登録されていること。また、インターネット ASP の場合は「浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト」を満たすこと。

4.2. 利用環境

4.2.1. システム利用時間

システム利用時間は以下の通りである。

図表－02 システム利用時間

	分類	通常時利用時間帯
オンライン	平日	8:30～17:15
	土日祝祭日	8:30～17:15

4.2.2. システム利用者

システム利用者は本市職員（委託含む）、健康診査対象者の保護者、健康診査対象者の通う保育施設等職員、対象者の観察を行う巡回型 1 次スクリーニング事業者である。

4.2.3. システム利用規模

システム利用者数、利用端末数、業務量は以下の通りである。

図表－03-1 システム利用規模（令和 7 年度見込）

項目	規模
システム利用者数	システム利用者：446 名程度 ・ 本市 ● 健康福祉部健康増進課：10 名 ● 健康福祉部中央健康づくりセンター：8 名 ● 健康福祉部浜名健康づくりセンター：4 名 ● 健康福祉部天竜健康づくりセンター：2 名 ・ 保護者：400 名 ・ 保育施設等：10 名 ・ 巡回型 1 次スクリーニング事業者：12 名 システム管理者：3 名程度 ・ 浜松市健康福祉部健康増進課：3 名
利用端末数	・ 浜松市 ● 健康福祉部健康増進課：10 台 ● 健康福祉部中央健康づくりセンター：2 台 ● 健康福祉部浜名健康づくりセンター：2 台

項目	規模
	● 健康福祉部天竜健康づくりセンター：2 台 ● 一般健康診査会場担当者：6 台 ・ 保護者：400 台 ・ 保育施設等：10 台 ・ 巡回型 1 次スクリーニング事業者：4 台

図表－03-2 システム利用規模（令和 8 年度以降見込）

項目	規模
システム利用者数	システム利用者：5,324 名程度 ・ 浜松市 ● 健康福祉部健康増進課：12 名 ● 健康福祉部中央健康づくりセンター：8 名 ● 健康福祉部浜名健康づくりセンター：4 名 ● 健康福祉部天竜健康づくりセンター：2 名 ● 一般健康診査会場担当者：30 台 ・ 保護者：5,000 名 ・ 保育所・幼稚園等：260 名 ・ 巡回型 1 次スクリーニング事業者：12 名 システム管理者：12 名程度 ・ 浜松市健康福祉部健康増進課 12 名
利用端末数	・ 浜松市 ● 健康福祉部健康増進課：12 台 ● 健康福祉部中央健康づくりセンター：2 台 ● 健康福祉部浜名健康づくりセンター：2 台 ● 健康福祉部天竜健康づくりセンター：2 台 ● 一般健康診査会場担当者：6 台 ・ 保護者 5,000 台 ・ 保育所・幼稚園等 260 台 ・ 巡回型 1 次スクリーニング事業者 8 台

図表－04-1 事務処理件数（令和 7 年度見込）

対象業務	対象作業	件数
5 歳児健康診査対象者データ投入	対象者データ投入	各 400 件
5 歳児健康診査問診・一般健康診査等 入力	問診入力（保護者）	
	問診入力（保育者）	
	巡回型 1 次スクリーニング観察項目入力	
	問診入力（保育者・身長体重）	
	一般健康診査結果入力	
5 歳児健康診査健康診査結果閲覧	一般健康診査結果閲覧	
5 歳児健康診査データ出力	外部システム用データ出力	

図表－04-2 事務処理件数（令和 8 年度以降見込）

対象業務	対象作業	件数
5 歳児健康診査対象者データ投入	対象者データ投入	各 5,000 件
5 歳児健康診査問診・一般健康診査等 入力	問診入力（保護者）	
	問診入力（保育者）	

対象業務	対象作業	件数
	巡回型 1 次スクリーニング観察項目入力	
	問診入力（保育者・身長体重）	
	一般健康診査結果入力	
5 歳児健康診査健康診査結果閲覧	一般健康診査結果閲覧	
5 歳児健康診査データ出力	外部システム用データ出力	

4.3. システム利用環境

4.3.1. 端末

本システムが利用する端末は、現在本市にて使用している端末及び一般市民が用いるインターネット接続が可能な端末（スマートフォン等）とすること。本市の端末の状況は、利用している OS が異なる等、複数の利用環境があることに注意すること。クライアント環境の一例を以下に示す。

図表－05-1 職員利用端末の仕様（LGWAN）

区分	項目	仕様・導入ソフトウェア名等
ハードウェア	CPU	2.42 GHz
	メモリ容量	8.00GB
	ディスク容量	7.77GB
	画面解像度	1366×768
ソフトウェア	OS	Windows 10 Pro または Windows 11
	ブラウザ	Microsoft Edge
	Office	Office2016 以降

図表－05-2 職員利用端末の仕様（インターネット）

区分	項目	仕様・導入ソフトウェア名等
ハードウェア	CPU	2.42 GHz
	メモリ容量	8.00GB
	ディスク容量	7.77GB
	画面解像度	1366×768
ソフトウェア	OS	Windows 11
	ブラウザ	Microsoft Edge
	Office	Office2016 以降

なお、本システムは端末に搭載された Web ブラウザ（Edge、Google Chrome 等）から利用可能であり、かつシステムの利用にあたりアプリケーション等の追加インストールを必要としないこと（クライアント証明書のインストールを除く）。また、保護者の端末からの利用を想定し、極力特定のハードウェアや OS に依存しないマルチデバイス対応とすること。

また、端末の OS や Web ブラウザの最新バージョンが公開された場合は、最新バージョンでも本システムが利用できるように、速やかにサポート対象とすること。

4.3.2. サービス提供環境

本業務で提供されるクラウドサービスは ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）または ISMAP-LIU（ISMAP for Low-Impact Use）に登録されていることを原則とする。ISMAP または ISMAP-LIU に登録されていない場合は、クラウドサービスが構築されているデータセンターがデータセンターファシリティスタンダードのティア 3 以上に準拠しており、かつ、データセンターサービスを提供する事業者にて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証又はそれと同等の認証を取得していること。

なお、クラウドサービスが構築されているデータセンターは日本国内とする。

また、データセンター内にて、当該業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じること。

4.3.3. ネットワーク

本システムは LGWAN またはインターネットから利用できること。

また、LGWAN-ASP の場合は、J-LIS の LGWAN-ASP サービスとして登録されていることとし、インターネット ASP の場合は「浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト」を満たすこと。

4.4. 可用性要件

4.4.1. 継続性

システム構成の冗長化により、特定箇所に故障が発生した場合に業務への影響を局所化すること。

図表－06 継続性要件

対象	内容
RPO（目標復旧地点） （平常業務停止時）	業務停止を伴う障害が発生した際には、障害発生時点までのデータ復旧を目標とすること。
RTO（目標復旧時間） （平常業務停止時）	業務停止を伴う障害が発生した際には、6 時間以内でのシステム復旧を目標とすること。
RLO（目標復旧レベル） （平常業務停止時）	業務停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施すること。
システム再開目標 （大規模災害時）	情報システムに甚大な被害が生じた場合、情報システムは、1 カ月以内に再開することを目標とすること。
稼働率	年間のシステム稼働率は、99.9%を目標とすること。

4.4.2. 災害対策

地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時や、ハードウェアの大規模障害の対策として、遠隔保管又は立地場所若しくは電源設備が異なるデータセンターでの冗長化を実施すること。

4.5. 性能・拡張性要件

性能・拡張性については、以下に示す「性能目標値」の内容を踏まえたシステムとすること。

図表－07 性能目標値

対象	内容
オンラインレスポンスタイム	オンラインレスポンスタイムは、ネットワークの遅延を除き、3 秒以内を目標とすること。 なお、業務に支障のない状態を確保すること。
拡張性	「同時アクセス数」、「データ量」、「オンラインリクエスト件数」、「バッチ処理件数」については、1.2 倍程度となっても耐えうる拡張性を有すること。

4.6. システム監視要件

本市が求める監視要件は下記の通り。なお、第三者が提供する IaaS/PaaS 環境等を用いて、サービスを構築している場合、当該第三者が下記に定める監視を実施していることをもって、本要件を満たしているとみなす。

図表－08 主な監視要件

対象	内容
各種ハードウェア（サーバ、ネットワーク、ストレージ）のハードウェア監視	SNMP Trap/Get 等
サーバの死活監視	ノード監視（Ping 監視等）、OS プロセス監視 等
サーバ上の OS レベルでのリソース監視	CPU 使用率、ストレージ空き容量 等
サーバ上のログ監視	OS のシステムログ 等

4.7. セキュリティ要件

以下に示す要件に留意し、セキュリティを担保すること。

図表－09 セキュリティ要件

要件	内容	
セキュリティ対策等	システムに保持する情報の機密性、可用性、完全性を維持するための最新の対策を十分に講じること。また、発注者がセキュリティ実施手順を策定もしくは改正する際はその作成を支援すること。 また、上記セキュリティ対策の遵守について、受託者の要員に対して、適切に教育・訓練等を行うこと。	
アクセス・利用制限	本システムは、利用者毎のアクセス管理が行われ、割り当てられた権限の範囲で操作可能な仕組みであること。 なお、個人情報を含むデータに対して、アクセスする場合は ID、パスワード等による認証に加え、IP アドレス制御等他要素での認証ができること。	
データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	伝送データについては、SSL/TLS 等の暗号化通信により第三者からの盗聴や改ざん等をされること無く安全に通信できること。
	蓄積データの暗号化の有無	蓄積データについては、認証情報を暗号化し管理すること。
ウイルス対策	本システムは、ウイルスやマルウェア等に対する対策を講じること。	
ログ対応	ログの取得	取得したログについて、漏洩、改ざん、消去等を防止できる機能を設けること。また、取得したログについて、本市の求めに応じて、提供できること。
	ログ取得の対象	セキュリティログ：アプリケーションログのうち、情報セキュリティに関連するログ（操作者、操作日時、操作内容 等）を想定している。システムへのログイン履歴及び成否等を記録した監査ログを含む記録。
バックアップ・リストア	データ復旧の対応範囲	障害発生時のデータ損失防止策を講じること。 ※障害によりデータの損失が生じた場合、「RPO（目標復旧地点）」で定めた時点までデータを復旧すること。
	バックアップ自動化の範囲	バックアップの実施状況をシステム管理者が確認できること。バックアップが正常に終了しなかった場合、対応方針について本市と協議すること。
	バックアップ取得間隔	システム全体（OS、ミドルウェア、業務アプリケーション等）： 初期設定時、及びシステム更新時（改修、設定変更等実施時）に取得

要件	内容	
個人情報保護	情報資産分類	機密レベルに応じた情報セキュリティポリシーが定められており、個人情報等は機密性の高い情報として、別途情報管理の仕組みが設けられていること。
	法令等遵守	個人情報保護法に従い、個人情報を管理すること。
	セキュリティ監査	定期的に本サービスに関するセキュリティ監査（内部監査または外部監査）を実施すること。
BCP 対策	大規模災害等の緊急時においても情報セキュリティ及び情報セキュリティマネジメントが適切に確保される仕組みを整備すること。	

5. 導入役務要件

5.1. プロジェクト管理要件

5.1.1. プロジェクト体制

業務実施にあたり提供者は本業務を確実に履行できる体制を設けること。

5.2. 開発要件

5.2.1. 運用テスト

本市職員が業務運用を考慮した一連の業務に沿って運用テストを実施するため、適宜助言を行うこと。運用テストの方法やスケジュールについては、提案に含めること。

5.3. 研修要件

5.3.1. 研修の実施

システム管理者及びシステム利用者向けの操作マニュアルや説明動画等を用意すること。また、必要に応じて Q&A を提供すること。

5.4. 成果物

工程毎の成果物について、以下「図表－10 導入工程におけるドキュメント一覧」に示す。スケジュールは当該一覧の「納入時期」を目安とし、原則次工程着手前に現工程の成果物について作成を行い、承認を得るものとする。また、納入後 1 年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、提供者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

図表－10 導入工程におけるドキュメント一覧

工程	作成ドキュメント	内容	納入時期
導入準備	設定内容説明書	新システムを利用するにあたり、初期設定として登録する内容等をまとめたもの	初期設定前
テスト	運用テスト結果報告書	運用システム・ツールのテスト結果をまとめたもの	総合テスト終了時
研修	操作マニュアル	システム管理者及びシステム利用者向け操作マニュアル	本番稼動前
プロジェクト管理	議事録 連絡票 その他発注者が指	プロジェクトを運営するための各種書類	プロジェクト実施中 随時

工程	作成ドキュメント	内容	納入時期
	示する資料		

5.4.1. 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子で1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。
また、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

5.4.2. 納入場所

本市が指定する場所とする。

6. サービス提供要件

サービス提供業務について、以下に示す要件を実施すること。

6.1. サービス提供共通要件

6.1.1. サービス提供体制

後述する「対応時間」において、受託者は「図表－12 サービス提供業務一覧」に示す業務に対応可能な環境を準備すること。

6.1.2. 対応時間

以下のシステム利用時間帯での対応を基本とする。但し、翌日のオンライン運用に影響を与えらると思われる場合は、本市と協議のうえ対応を決定する。

図表－11 システム利用時間

	分類	通常時利用時間帯
オンライン	平日	8:30～17:15
	土日祝祭日	8:30～17:15

6.1.3. サービス提供要件

サービス提供に係る業務について、以下に示す。

なお、本システムの構成要素として、他事業者のクラウドサービス（IaaS 等）・レンタルサーバ等が含まれている場合に、それらに起因して発生する各種運用保守業務も、受託者が窓口となり、受託者の責任において、全面的にユーザサポートすること。

図表－12 サービス提供業務一覧

業務	作業	内容
ヘルプデスク (問合せ対応)	受付	本市からの電話・メール等による問合せについて、受付・回答を行うこと。
	調査／回答	調査結果が既存事象であった場合には、速やかに回答すること。
セキュリティ 管理	セキュリティ 予防策の実施	セキュリティインシデントのリスクを低減させる予防策について、実施すること
	ウイルス・脆弱 性対策管理	OS 等のセキュリティ脆弱性については、提供者にてセキュリティパッチファイルを提供・適用すること。
障害時対応	障害調査	提供者は、障害発生内容の解析及び発生箇所を特定すること。

業務	作業	内容
	暫定対応	提供者は、障害から復旧して業務を再開するために、暫定対応を行うこと。
	恒久対応	提供者は、障害の要因について対処し、同事象の発生を防止するために、恒久対応を行うこと。
	再発防止策／記録	提供者は、障害内容と対処内容を記録し、再発防止策を講ずること。
利用者管理	権限管理	アクセス制御等の権限管理は浜松市のシステム管理者にて実施するため、必要な助言を行うこと。

6.2. サービスレベル合意（SLA）

運用保守作業に関するサービスの内容と範囲、品質に関する要求水準と、それが達成できなかった場合のルールを含め、本市及び提供者間にて合意することとする。サービスレベル合意内容（SLA）は、「業務計画書」に明記するとともに、報告すること。なお、本調達により導入するクラウドサービスには、努力目標型の SLA を想定している。

SLA の要求水準が達成できなかった場合又は達成できない恐れがある場合は、原因を調査・分析し、できる限り改善すること。本市が想定する「サービスレベル項目（案）」を以下に示す。

図表-13 サービスレベル項目（案）

項目（案）	定義	目標値
オンライン稼働率	（「オンライン稼働時間」－「オンライン停止時間」）÷「オンライン稼働時間」×100（％）	
	・ 24 時間 365 日	99.9%
稼働停止・障害検知時間	稼働停止、サービス障害を検知した場合は、本市担当職員に速報を通知するまでの時間	30 分以内
RTO（目標復旧時間） （業務停止時）	監視システムが故障を検知（ウイルス検知含む）した時間から回復するまでの時間	6 時間以内
問合せ回答率（即答件数／相談件数）又は問合せ回答待ち時間	本市職員から受託者の保守員に問合せを行う場合の回答指標	本市との SLA 締結時に協議
アプリケーション品質（変更作業等に伴う障害発生率（件数））	運用保守フェーズで実施した変更作業、軽微な改修案件数に対して、その案件を原因としたシステム障害の発生率（発生件数）	本市との SLA 締結時に協議
性能	通常時オンラインレスポンスタイム等において、著しい性能劣化と判定する場合の指標	本市との SLA 締結時に協議

7. その他留意事項

7.1. 業務実施時における留意事項

- ・ 本市ネットワークの設定に変更が生じた場合には速やかに対応すること。
- ・ 本市及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本市の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など速やかに対応すること。
- ・ すべての作業において、本市の業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に明らかにし、本市の指示に従い作業を実施すること。

- ・本システムの運用管理要綱など、その他本システムの関連規程を遵守すること。
- ・提供者の都合により、本システムが提供するサービスの内容に変更が生じる場合は遅くとも1ヶ月以上前に、サービスが終了する場合は遅くとも6ヶ月以上前に、本市に対して告知を行うこと。
- ・受注者は、本契約に基づき発注者に本システムの利用を許諾するものとして、本システムの知的財産権その他の権利は受注者に留まることとする。

7.2. 関係法令等の遵守

提供者は、浜松市5歳児健康診査事業に係る法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。

7.3. 法制度改正への対応

既存の法制度の改正について、基本的にソフトウェアのバージョンアップや機能追加等により対処し、サービス提供業務の標準対応の範囲に含まれるものとする。

7.4. 支払い方法

本業務の支払いについては、受注者は業務完了報告書（導入役務完了時。なお、月額運用費については月次）を提出し、発注者の検査を受けることとする。発注者の検収をもって、受注者は請求書を発行し、速やかに発注者に提出することとする。

（1）導入役務

移行計画書・移行設計書、操作マニュアル、本番切り替え計画書（リリース計画書）及びその他発注者が指示する資料の検査合格をもって、契約書に定める導入役務に係る契約金額を支払うこととする。

（2）サービス提供

業務完了報告書の検査合格をもって、契約書に定める当該期に係る契約金額を支払うこととする。

7.5. 業務の契約終了・引き継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、提供者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のコンテンツ等の提供に係る費用は本契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。移行用のコンテンツ等は二次利用できるように、汎用的なデータ形式で出力して、本市に提供すること。

また、契約終了から一定の期間内において、本システム内の本市作成データを消去すること。

以上

浜松市5歳児健康診査アプリ機能要件対応表

【対応可否】 ◎：システム標準機能で実現可能、○：カスタマイズで実現可能、△：類似するシステム機能で代用又は代替する手段で実現可能、×：実現不可
 【注意事項】 ・重要性Aとしたものについて、対応可否の回答が1つでも“×”となる場合の提案は無効とする。
 ・参考見積書（本件業務委託）又はその他参考見積書（運用保守業務委託）にて提案した金額の範囲外であるものについては、「代替手段等費用」欄に費用を記載すること。

事業者名	
------	--

機能名称		機能の定義	重要性	備考	貴社回答欄			
					対応可否	「代替手段」等と回答した場合はその実現方法	代替手段等費用(単位:千円)	その他貴社意見欄
1. 浜松市が用いる機能								
1.1. マスタ管理に関する機能								
1.1.1.	マスタ管理	各種マスタ管理等は、システム管理者及び許可されたユーザまたは提供者のみが設定を行えること。	A					
1.1.2.		自治体や組織、所属等の階層管理に関するマスタ情報のメンテナンス（登録・更新）ができること。	A					
1.1.3.		自治体や組織、所属等の階層管理に関するマスタ情報のメンテナンス（削除）ができること。	B					
1.2. アカウント管理に関する機能								
1.2.1.	アカウント管理	アカウント管理はシステム管理者及び許可されたユーザまたは提供者のみが行えること。	A					
1.2.2.		組織や所属単位で各種機能等へのアクセス機能が設定できること。さらに、アカウントの一時的なアクセス権限の変更ができること。	A					
1.2.3.		設定できるアクセス権限は、「管理者権」、「更新権」、「参照権」、「権限なし」等、機能に適したものが複数用意されていること。	A					
1.2.4.		当市のアカウントの追加・編集ができること。	A					
1.2.5.		当市のアカウントの削除ができること。	B					
1.2.6.		各保育施設等、各巡回型1次スクリーニング事業実施先施設用にアカウントの追加・編集ができること。	A					
1.2.7.		各保育施設等、各巡回型1次スクリーニング事業実施先施設用にアカウントの削除ができること。	B					
1.2.8.		一般健康診査スタッフ用アカウントの追加・編集ができること。	A					
1.2.9.		一般健康診査スタッフ用アカウントの削除ができること。	B					
1.3. 障害ログ管理に関する機能								
1.3.1.	障害ログ管理	本システムへのログインからログアウトまでのすべての操作について、時刻・利用者ID・使用した機能及び操作対象となったデータを含むアクセスログを取得し、管理できること。	A					
1.4. データ更新に関する機能								
1.4.1.	データ更新等	日時でバックアップを取得できること。	A					
1.4.2.		各システムデータにおいて、変更履歴を管理できること。最新の台帳画面から過去履歴の確認ができること。	A					
1.4.3.		履歴の日付が管理できること。	B					
1.5. 一般健康診査対象者に関わる機能								
1.5.1.	一般健康診査対象者の登録等	新規登録において一般健康診査対象者をcsvで一括登録ができること。	A					
1.5.2.		新規登録において一般健康診査対象者を本システムの画面上から1件ずつ登録ができること。	B					
1.5.2.		一般健康診査対象者の検索、閲覧、編集ができること。	A					
1.5.3.		一般健康診査対象者の削除ができること。	B					
1.5.4.		本市から各一般健康診査対象者に対し、保護者向けの機能を使用する為の個人証明を行うQRコード等を発行できること。	A					
1.5.5.		一般健康診査対象者に登録されている問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目、一般健康診査診査項目が一覧表示できること。	A					
1.5.6.		一般健康診査対象者に登録されている問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目、一般健康診査診査項目（いずれも未入力、入力済みを問わない）について、健診開始から一般健康診査後までの間のどのタイミングにおいても、csv形式で一括ダウンロードできること。	A					
1.5.7.		個人証明済みの保護者アカウントに対して紐づき解除ができること。	B					
1.5.8.		一般健康診査対象者の一括ダウンロードができること。	A					
1.5.9.		一般健康診査対象者に対しての案内用紙が一括ダウンロードできること。	A					
1.5.10.		一般健康診査対象者、保育施設等、巡回型1次スクリーニング事業実施先施設の画面に設定した文言が表示できること。	A					
1.6. 問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目に関わる機能								
1.6.1.	問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の設定等	問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）の問診項目、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目が設定できること。	A					
1.6.2.		問診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目一覧がダウンロードできること。	A					
1.7. 健康診査記録に関わる機能								
1.7.1.	健康診査記録の検索等	健康診査記録（巡回型1次スクリーニング事業、一般健康診査結果）の検索、閲覧、ダウンロードができること。	A					
1.7.2.		csv形式でダウンロードできること。	A					
1.7.3.		PDFデータをインポートし、各保護者用アカウントに紐づけできること。	B					

機能名称	機能の定義	重要性	備考	貴社回答欄				
				対応可否	「代替手段」等と回答した場合はその実現方法	代替手段等費用(単位：千円)	その他貴社意見欄	
2. 保護者向けの機能								
2.1. アカウントに関わる機能								
2.1.1.	アカウントの作成等	保護者用アカウントの作成、編集ができること。	A					
2.1.2.		二段階認証または多要素認証ができること。	B					
2.1.3.		保護者のマイページへログインができること。	A					
2.1.4.		保護者情報の登録、編集ができること。	A					
2.1.5.		QRコード等による一般健診対象者対象者との紐付けができること。	A					
2.1.6.		初回ログイン時、規約について同意ができること。	A					
2.2. 問診票（保護者向け）入力に関わる機能								
2.2.1.	問診票（保護者向け）の読み込み等	問診票（保護者向け）の読み込みができること。	A					
2.2.2.		問診票（保護者向け）に情報を入力できること。	A					
2.2.3.		入力済問診票（保護者向け）を提示できること。	A					
2.3. 問診票（保護者向け）に関わる機能								
2.3.1.	問診の閲覧等	未提出、提出済みの問診票（保護者向け）を閲覧できること。	A					
2.3.2.		一時保存中の問診票（保護者向け）を選択して編集できること。	A					
2.3.3.		入力済みの問診票（保護者向け）を提出できること。	A					
2.4. 実施記録に関わる機能								
2.4.1.	健診結果の閲覧	健診結果のうち、保護者に公開された項目を閲覧できること。	A					
2.4.2.		健診結果のPDFを閲覧できること。	B					
2.5. 多言語対応に関わる機能								
2.5.1.	英語での表示等	保護者のスマートフォン等のシステムの言語が日本語以外の場合は英語で表示されること。	B					
2.5.2.		英語以外の多言語に対応できること。	B					
3. 保育者向けの機能								
3.1. アカウントに関わる機能								
3.1.1.	アカウントの認証等	多要素認証ができること。	B					
3.1.2.		規約について同意ができること。	B					
3.2. 問診票（保育者向け）入力に関わる機能								
3.2.1.	問診票（保育者向け）の読み込み等	問診票（保育者向け）の読み込みができること。	A					
3.2.2.		問診票（保育者向け）に情報を入力できること。	A					
3.2.3.		問診票（保育者向け）の入力は対象者ごとに問診項目を入力する形式と、1つの問診項目につき複数の対象者を選択等できるようにすること。	A					
3.3. 問診票（保育者向け）に関わる機能								
3.3.1.	問診票（保育者向け）の閲覧等	未提出、提出済の問診票（保育者向け）を閲覧できること。	A					
3.3.2.		未提出、提出済の問診票（保育者向け）は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して閲覧できること。	A					
3.3.3.		一時保存中の問診票（保育者向け）を選択して編集できること。	A					
3.3.4.		一時保存中の問診票（保育者向け）は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して編集できること。	A					
3.3.5.		入力済みの問診票（保育者向け）を提出できること。	A					
3.4. 問診票（保育者向け・身長体重）入力に関わる機能								
3.4.1.	問診票（保育者向け・身長体重）の読み込み等	問診票（保育者向け・身長体重）の読み込みができること。	A					
3.4.2.		問診票（保育者向け・身長体重）に情報を入力できること。	A					
3.4.3.		問診票（保育者向け・身長体重）の入力は対象者ごとに問診項目を入力する形式と、1つの問診項目につき複数の対象者を選択等できるようにすること。	A					
3.4.4.		入力済問診票（保育者向け・身長体重）を提示できること。	A					
3.5. 問診票（保育者向け・身長体重）に関わる機能								
3.5.1.	問診票（保育者向け・身長体重）の閲覧等	未提出、提出済の問診票（保育者向け・身長体重）を閲覧できること。	A					
3.5.2.		未提出、提出済の問診票（保育者向け・身長体重）は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して閲覧できること。	A					
3.5.3.		一時保存中の問診票（保育者向け・身長体重）を選択して編集できること。	A					
3.5.4.		一時保存中の問診票（保育者向け・身長体重）は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して編集できること。	A					
3.5.5.		入力済みの問診票（保育者向け・身長体重）を提出できること。	A					

機能名称	機能の定義	重要性	備考	貴社回答欄			
				対応可否	「代替手段」等と回答した場合はその実現方法	代替手段等費用(単位：千円)	その他貴社意見欄
4. 巡回型1次スクリーニング事業者向けの機能							
4.1. アカウントに関わる機能							
4.1.1.	アカウントの認証等	多要素認証ができること。	B				
4.1.2.		規約について同意ができること。	B				
4.2. 巡回型1次スクリーニング事業の観察項目入力に関わる機能							
4.2.1.	巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の読み込み等	巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の読み込みができること。	A				
4.2.2.		巡回型1次スクリーニング事業の観察項目に情報を入力ができること。	A				
4.2.3.		巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の入力は対象者ごとに観察項目を入力する形式と、1つの観察項目につき複数の対象者を選択等できるようにすること。	A				
4.3. 巡回型1次スクリーニング事業の観察項目に関わる機能							
4.3.1.	巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の閲覧等	未提出、提出済の巡回型1次スクリーニング事業の観察項目を閲覧できること。	A				
4.3.2.		未提出、提出済の巡回型1次スクリーニング事業の観察項目は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して閲覧できること。	A				
4.3.3.		一時保存中の巡回型1次スクリーニング事業の観察項目を選択して編集できること。	A				
4.3.4.		一時保存中の巡回型1次スクリーニング事業の観察項目は、表示形式等を対象者のみと対象者全員を選択して編集できること。	A				
4.3.5.		入力済みの巡回型1次スクリーニング事業の観察項目を提出できること。	A				
5. 一般健康診査向けの機能							
5.1. 一般健康診査に関わる機能							
5.1.1.	提出済の間診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目の表示等	提出された間診票（保護者向け、保育者向け、保育者向け・身長体重）、巡回型1次スクリーニング事業の観察項目が表示できること。	A				
5.1.2.		一般健康診査結果の入力、編集、修正ができること。	A				
5.2. 一般健康診査記録に関わる機能							
5.2.1.	一般健康診査結果の閲覧	一般健康診査の結果を閲覧、ダウンロードができること。	A				
6. その他							
6.1. 認証に関する機能							
6.1.1.	ログイン・ログアウト	IDとパスワードによる認証を受け、システムへのログインを行うことができること。	A				
6.1.2.		ログイン状態を識別するための識別情報を表示できること。	B				
6.1.3.		1つのIDに対して、あらかじめ設定した回数を超えて連続的にログイン失敗が発生した場合、当該IDのログイン機能を一時ロックできること。	B				
6.1.4.		利用者のログイン機能がロックされた場合、一定時間経過したのちロックが解除されること。	B				
6.1.5.		能動的にセッションを切断できること（手動ログアウト）。	A				
6.1.6.		ログイン状態の操作者の操作状況を監視し、あらかじめ設定した時間以上システムが操作されていないと判断される場合は、自動的にログアウトされること（自動ログアウト）。	A				
6.2. 操作性							
6.3.1.	操作性等	利用者が画面から機能や操作方法を理解できるようにするため、グラフィカルユーザインタフェースを活用したシステムであること。	A				
6.3.2.		メインメニューに戻るためのボタンを常に表示する等、画面遷移が容易にできること（リンク・スクロールは可）。	A				
6.3.3.		入力作業を簡素化し入力ミスを軽減するための機能（ドロップダウン・チェックボックス等）を備えていること。	A				
6.3.4.		入力必須項目は色を変える等を行い、視覚的に分かりやすいこと。	A				
6.3.5.		カレンダー入力ができること。	A				
6.3.6.		入力エラー時にエラー項目が一目で分かりやすいこと。	A				

凡例

【重要性】

- A 必須要件 実現が必須である。
B 任意要件 実現必須ではないが、実現できることが望ましい。